

書評：Büthe, Tim=Walter Mattli[2011], *The New Global Rulers: The Privatization of Regulation in the World Economy*, Princeton University Press

[小形健介訳[2013], 『IASB/ISO/IEC国際ルール形成のメカニズム』中央経済社]

## 小川 浩 昭

### 1. 本書を取り上げる理由

「グローバル」という言葉は、相変わらずあらゆるところで用いられている。特に教育界に対しては、グローバル人材育成が求められ、安倍政権の政策の柱の一つともされている。聞き飽きるぐらい使われても、時代文脈を示す言葉として依然として有用なのだろう。

いま、競争という観点で考えると、グローバル化によって大競争がもたらされた。地球全体を覆うような競争なので大変激しい競争であるが、その競争の程度ばかりではなく、その競争の質という点に着目したとき、競争のルールをどうするかという点が重要であり、ルール作りの競争という面に注目することが必要である。1990年代にはしきりに「グローバル・スタンダード」といわれたが、競争のルールを含め、グローバルな大競争は標準化競争でもあり、自社や自国に有利な標準化を行うことが重視される。

このように考えると、現代のグローバリゼーションにおいて、一体どのように国際ルールが形成されているのかというテーマは、極めて注目するに値する。本書は正にこのテーマを真正面から取り上げている。ややもすれば、グローバル・スタンダードは結局アメカン・スタンダードであるとして終わってしまうが、仮にそうであるにしても、アメリカが号令をかけてルール化されるといった単純な議論では済まされないだろう。そこには、国際機関等も関連した複雑な状況があるからである。そのような複雑な状況を紐解きながら、いかなる力学が働いて国際ルールが形成されているのかをみることは、グローバル化の核心部分をみることではないか。それは、

グローバル・ガバナンスの議論である。本書では、特定の問題領域において、国際的なルール設定のために力を持つフォーカル機関と呼ぶものがあり、グローバル・ガバナンスにプライベート・セクター化と国際化が同時進行しているとする。このように、本書はグローバル化の核心部分を考察したものである。本書を取り上げる所以である。

なお、本書はTim Büthe、Walter Mattliによる約10年にわたる共同研究の集大成であり、さまざまな学術雑誌等で好評を得ているとともに、国際関係学会2012年ベスト・ブック・アワード（the 2012 Best Book Award of the International Studies Association）を受賞している（小形訳[2013]訳者まえがきp.1）。

## 2. 要約

本書は、過去20年間の経済のグローバル化において、民間部門によるグローバルな規制という社会現象に着目し、国際的な民間組織において誰がどのようにルールを作るのか、そこでは誰が勝者であり、敗者であり、そしてそれはなぜかを問うたものである。

第1章「世界経済における民間規制の高まり」は、国際財務報告基準をめぐるルール作りについて考察する。財務報告基準に常に存在した国際的なダイバージェンスが企業、投資家に対してコスト増加を招き、実際ルールにおける国際的な差異がアジア通貨危機などの国際的な危機を悪化させたと言われるとする（Büthe=Mattli[2011]p.4、小形訳[2013]pp.2-3）。それゆえ調和化はメリットがあるものの、長期的に確立した国内ルールや実務との差異が大きいと国際的なルールへのスイッチング・コストは大きくなる。そのため、米国と欧州との対立が激しかったが、IASB（International Accounting Standards Board、国際会計基準審議会）作成のIFRS（International Financial Reporting Standards、国際財務報告基準）に収斂する動きとなり、この動きは政府から単独の国際的なプライベート・セクターへの規制権限の委譲という特徴的で、より広範な一未だほとんど理解されていないトレンドの一部をなしているとする（*ibid.*p.5、同訳

p.4)。IASB以外の際立った民間規制機関の存在として、ISO (International Organization for Standardization、国際標準化機構)、IEC (International Electrotechnical Commission、国際電気標準会議) をあげる。

ところで、いかなるルールでもその前提となる科学的、技術的な知識はどこでも同じであるが、ルール・メイキングが勝者、敗者を作り出すため、グローバルな民間規制は政治プロセスとなる (*ibid.*p.12、同訳pp.9-10)。また、国際機関が重視されるものの国内の標準化機関の後方支援、技術支援に大きく依存しているので、国内の標準化機関は重要である。これら標準化の政治的性質とグローバルな規制プロセスにおける国内の標準化機関の重要性の2点が本書の議論の基礎をなすとする (*ibid.*p.12、同訳p.10)。そして、勝者となるカギを握るのが、国内制度と国際的な制度との間の意思の疎通の容易さである「制度的補完性」とする (*ibid.*p.13、同訳p.11)。

なお、本章の最後で本書の構成について説明する (*ibid.*pp.14-16、同訳pp.11-14)。

第2章「プライベートかつ非市場ベースのルール・メイキング—グローバル規制の類型化—」は、規制の類型化を行う。国際標準設定の場所がパブリックかプライベートか、国際標準を展開するための単独の支配的機関が存在しているか否か、から4つに類型化する (*ibid.*p.19、Figure 2.1、同訳[2013]p.19、図表2.1)。前者をルール・メイキングの制度設計としてパブリック、プライベートに分け、後者を選択メカニズムとして市場ベース、非市場ベースに分け、組み合わせとしては、(I)パブリック—非市場ベース、(II)パブリック—市場ベース、(III)プライベート—市場ベース、(IV)プライベート—非市場ベースとする。本章では(I)から(III)までを考察し、(IV)は第3章で考察する。

この30年間の輸送、通信、情報技術における革新的な進歩に刺激された急速な市場統合は、ルール、規制、政策における協調の必要性を高め、そうした協調は(1)特定問題に対する政府間の協調、(2)特定の規制機関の間でのトランスガバメンタルな連携、(3)IGO (国際機関、International Governmental Organization) を通じて行われているとす

る (*ibid.* pp.20-21、同訳pp.20-21)。したがって、(I) はこれら (1)、(2)、(3) に細分化され、(1) として京都議定書のケース、(2) としてBCBS (Basel Committee on Banking Supervision、バーゼル銀行監督委員会) (自己資本比率規制)、宇宙データシステム諮問委員会、(3) として万国郵便連合 (Universal Postal Union)、ILO (International Labor Organization、国際労働機関)、IMF (International Monetary Fund、国際通貨基金) を挙げる (*ibid.* pp.22-23、同訳pp.21-22)。

(II) は、標準化機関間の競争である。より厳格な規格が事実上のグローバル・スタンダードになる「頂上を目指した争い」、逆に底辺を目指した争いも見られ、最近のコンバージェンスが中程度の厳しさを目指したものとする研究もあり、見解が別れることが紹介される (*ibid.* p.24、同訳 p.23)。最後に、複数の政府間組織に標準化権限を移譲する場合は指摘される。

(III) は、民間部門による市場に基づいた標準化で、主として経済学者の関心を集めてきたが、近年では、他の社会学者も取り上げるようになってきているとする (*ibid.* pp.25-26、同訳p.24)。

続いて、次章での本格的な考察のために、ここで (IV) も取り上げる。

(IV) は市場に基づかない民間組織による国際標準化であり、フォーカルな機関として捉えられる非政府系国際機関がルール・メイキングを行っている。この代表的機関としてISOとIECがあげられるので、6章、7章で考察する。また、別の重要な民間規制機関としてIASBがあるので、これを4章で考察する。

続いて、「国際標準化における政治問題」として、標準が分配上の問題と関わるとき、国際標準化をめぐる利害対立が生じ、政治問題化するとする (*ibid.* pp.33-34、同訳pp.30-31)。採用される国際標準によって勝者と敗者が決まるが、本章では (I) から (III) のルール・メイキングのパワーとその働きについて考察する。

(I) の場合は、国家のパワーの国際的分布によって説明できるとの見解があるが、国際機関の意思決定プロセスは、現時点でのパワー分布では

なく、組織が設立した時点での国際パワーの分布を反映しているようであるとす ( *ibid.*p.36、同訳pp.32-33)。国際機関は、強力な国の利害とは異なった小国の利害に配慮することで、自己の組織的利害を展開させようとしている可能性があるとして、単純に国家のパワーによって勝者、敗者が決まるわけではないとする ( *ibid.*p.36、同訳p.33)。

(II) の場合は、公的な標準化機関が競争状態にある場合であり、一国の市場規模が重要なパワーの源泉になるとする ( *ibid.*p.37、同訳p.33)。

(III) の場合は、市場シェアがルール・メイキングのパワーであり、スタンダードを設定する企業の戦略的意思決定＝政治的戦略と商業的戦略の組み合わせが重要であるとする ( *ibid.*p.37、同訳p.34)。

(IV) の場合は、明確に認識されてこなかったもので、ほとんど研究されてこなかったとする ( *ibid.*p.39、同訳p.35)。

		ルール・メイキングの制度設計	
		パブリック	プライベート
選択メカニズム	非市場ベース	(I): 京都議定書; 万国郵便連合, ILO, IMF, ITU; パーゼル銀行監督委員会	(IV): IASB, ISO, IEC
	市場ベース	(II): EU競争総局vs. 米国司法省/FTC; 国際食品規格vs. カルタヘナ議定書	(III): Microsoft (Windows); ソニーvs. 東芝(ブルーレイ); FSCと競合するCSR標準化機関

図表 1. 4つのタイプの国際標準化の例

(出所) *ibid.*p.33、Figure2.2、同訳p.30、図2.2。

第3章「制度的補完理論」は、(IV) の詳細な分析を行う。2つの制度がある場合、ある企業がそれぞれの制度から別個に得られる利益よりも両制度を組み合わせることで得られる利益の方が大きい場合、これら2つの制度は補完的であるという ( *ibid.*p.49、同訳pp.46-47)。市場に基づかない民

間組織による標準化において、国際的標準化機関、国内標準化機関の関係が重要であり、ここに制度的補完理論を適用する。国際標準化機関は、標準の開発に際して、広範なコンセンサスの獲得を目指し、多くの国のステークホルダーの意見に答えようとする (*ibid.*p.50、同訳p.47)。したがって、国際標準に影響力を行使しようとするステークホルダーには、国際標準化の対象となっている問題について適切でタイムリーな情報が必要であり、彼らの意見を国内レベルから国際レベルに思うままに、有効に提案できる制度メカニズムが必要となる (*ibid.*p.50、同訳p.48)。国内標準化のシステムを階層的な制度システムと断片的な制度システムに分け、前者には国内の多様な意見を集約するメカニズムがあるが、後者にはそのようなメカニズムがないとする (*ibid.*pp.50-53、同訳pp.48-50)。国際的な標準化機関は正当性と標準の採択を最大化するために「コンセンサス」ルールを有し、国ごとにステークホルダーの意見を調整するように求めているので、断片的な制度システムは国際的な舞台で一つの見解を表明することができず、国際的なコンセンサス・ルールから直接得られるものは少ないとする (*ibid.*p.55、同訳pp.51-52)。また、ステークホルダーが標準化に影響を与えるためには、標準を開発する初期の段階で影響力を行使することが重要であり、タイムリーな情報収集が必要である。そのためには、階層的なヒエラルキーが必要である。国内標準化システムが階層的である方が、民間組織による市場に基づかない国際機関との間で高い制度的補完性を示すとする (*ibid.*pp.56-58、同訳pp.53-54)。

第4章「国際金融市場における民間規制機関—会計規制の制度構造と補完性—」は、市場に基づかない民間組織による標準化として、IASBについて考察する。世界金融危機が深刻化した2009年4月のG20において、大恐慌回避を目的に結論として合意に至った事項にIASBに対する要請が含まれることに象徴されるように、世界のリーダーは会計基準をグローバル金融市場の効率的運営にとって重要なものとし、そのルール・メイキングのフォーカルな機関としてIASBを見なしているとする (*ibid.*p.60、同訳p.60)。

まずはIASB創設までの会計ガバナンスの歴史的展開が概観される (*ibid.*

pp.61-73、同訳pp.61-69)。現代の会計技法の根幹をなす複式簿記は、15世紀には確認でき、今日にも続くが、会計の目的は産業革命を機に内部目的のための簿記から企業外部利害関係者に対する財務報告へと変化し始め、分けても、株式会社の登場は財務報告と監査の専門知識に対する需要を急速に高め、会計のプロフェッションの登場を導くことになった。19世紀にイギリスで会計事務所が開設され、さらに会計の専門組織が設立されるようになった。米国や欧州大陸諸国でも同様な傾向が見られるようになり、19世紀から20世紀にかけて欧米諸国で会計士の専門組織が設立された。こうした専門組織の目的は、次世代の会計士の育成、資格試験を通じた適格性の認証、会計情報の布教であったが、20世紀前半には会計のベスト・プラクティスの識別、その採用の働きかけ、すなわち、会計基準の標準化が加わった。これは国内レベルの標準化であるが、金融市場の国際的統合、外国人持株比率の上昇、一企業による数か国の証券取引所での株式上場から、国際的な調和化が求められるようになった。

1973年9か国、16の会計士団体によって設立されたIASC (International Accounting Standards Committee、国際会計基準委員会) が1982年にIFAC (International Federation of Accountants、会計士国際連盟) と協定を結び、国際的な会計基準を決める唯一の公的機関と認められるようになった。その後、1995年にIOSCO (International Organization of Securities Commissions、証券監督者国際機構) とIASC作成のコア・スタンダードを証券市場規当局に認めさせることに合意し、WTO加盟国もIASCを承認し、世界銀行、IMF、BCBSなどもIASC支持を表明した。しかし、国際的会計ルールをタイミングよく完成するために、1999年IASCをIASBに改編した。2002年にEUがIFRSを利用するよう要請した法案を通過させ、U.S.GAAP (Generally Accepted Accounting Principles、米国会計基準) との調整が難しいと思われた米国もIFRSシフトを鮮明にすると、IASBのプレゼンスは高まった。2005年まではIASCから引き継いだ基準の改訂が多かったが、それ以降は幅広いトピックスの新たな基準を数多く作成するようになっていく。

続いて、国際会計ルール作成の制度的構造と標準化プロセスが考察され

る (*ibid.* pp.73-79、同pp.69-74)。制度的支柱はIASBであり、その標準化プロセスは、アジェンダ・セッティング段階、プロジェクト段階、ディスカッション・ペーパー段階、公開草案段階、承認段階よりなるとし、初期の段階で各国の基準設定機関は重要な役割を果たすとする (*ibid.* pp.75-76、同訳p.71)。また、IASBの常勤スタッフは限られ、各国の基準設定機関から供出された技術専門家に大きく依存しているという点でも、各国の基準設定機関は重要であり、標準化プロセスに影響を与えている (*ibid.* p.78、同訳p.73)。特に、米国と欧州が重要として両者を取り上げ、制度的補完性の観点からも比較している。

米国では1929年に始まる世界大恐慌の責任の一端が財務報告実務にあったと考え、会計のプロフェッションによって設立された民間の基準設定機関に会計に関わる規制権限を委譲し、現在FASB (Financial Accounting Standards Board、財務会計基準審議会) がその任に当たっている。3章で議論した階層システムに酷似するとする (*ibid.* pp.83-84、同訳p.77)。米国に対して欧州については、英国、独国、仏国を取り上げ、いずれも断片化しているとする (*ibid.* p.84-94、同訳pp.78-84)。IASB設立以前から共通の規制を求めた試みがみられ、IASB設立後の2002年にはEUがIFRSを承認し、EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group、欧州財務報告諮問グループ) 55を設立するが、欧州版FASBになれていない。以上から、IASB基準設定プロセスに対しては、欧州企業に比べ米国企業の方が好意的な見解が示されるのではないかとし、5章で考察される (*ibid.* p.98、同pp.88)。

第5章「財務報告基準設定にかかわる政治問題」は、4章で導き出した仮説の検証を行う。すなわち、階層化された制度、断片化された制度による制度的補完性の違いが、国際的な財務報告基準に影響を及ぼすということの検証である。

まず、米国基準とのコンバージェンスを目的とするIFRS8を取り上げ、欧州の利害関係者からの猛烈な反対があったにもかかわらず、反対を一本化できず、2007年にEC (European Commission、欧州委員会) がIFRS8

をEUで用いることを決定したことをあげる (*ibid.* pp.99-101、同訳pp.99-101)。こうした事実を踏まえながら、仏、独、英、米の企業調査を通じて仮説の検証を行う。結論として、国際的な基準設定において、米国企業の方が欧州企業よりも成功する確率が高く (*ibid.* pp.118-119、同訳p.114)、それを左右するのは制度的補完性であるとする。

第6章「国際製品市場における民間規制機関—製品規制の制度構造と補完性—」は、ISO、IECを考察する。

IECは世界最初の国際的な民間標準化機関として1906年に設立された。IECの姉妹組織であるISOは、ISA (International Federation of Standardizing Association、万国企画統一教会) とUNSCC (United Nations Standards Coordinating Committee、国際連合企画調整委員会) との統合によって1946年に誕生した。ISO、IECの設定した企画は、国際規格の総数の約85%に当たる (*ibid.* p.137、同訳p.134)。

IECは1911年に企画を設定するための専門委員会を形成し始め、1926年にはある国の企画設定機関に特定のTC (technical committee、専門委員会) を割り当てることとした。これによって、IECの財務的負担を大幅に軽減し、国際規格作成に邁進することが可能となり、ISOを含めた他の国際機関において模倣され、標準化の政治問題に影響を及ぼし続けている (*ibid.* p.138、同訳p.135)。ISOは驚異的な成果を収め、大規模なネットワークを形成した。ISOとIECは何百もの専門委員会から形成されている中心のかつ協調的なネットワークとする (*ibid.* p.144、同訳p.139)。したがって、適切な作業グループや専門委員会に早い段階で関与できるように適切な情報の収集、国内意見の一本化が重要である。そのために制度的補完性が重要であるが、米国、欧州を比較し、米国の製品標準化システムは断片的なのに対して欧州は階層的であるとする (*ibid.* p.147、同訳p.141)。

第7章「ナットとボルト、そしてナノテクノロジーの政治問題—国際製品市場におけるISOとIECの標準化—」は、第5章と同様の前章の議論を検証する章である。

まず、新たな玩具企画 (EN71、part1) および可燃性に関する企画

(EN71、part2)の開発において、制度的補完性が高い欧州主導で進み、米国メーカーが市場シェアを失うことになったとする (*ibid.*pp.162-163、同訳pp.160-161)。また、米国企業が試みた新たな開発の企画が失敗に終わった例を挙げる。これらの例は6章の指摘が正しいことを示唆するが、続いてその点について、アンケートを統計的に考察する。

米国、独国、スペイン、スウェーデン、英国の化学、ゴムおよびプラスチック製品、医療機器、石油製品、鉄鋼品産業の企業における標準化のエキスパートに対して、国際製品企画をどのように評価しているのか、ISO、IECのルール・メイキングにどの程度影響を及ぼすことができるのかについての調査に基づく。結果は、欧州企業の方が効果的な関与を行っていることが示唆される。

第8章「政治学、社会学、法学および経済学における理論的論議への貢献」は、制度的補完性の議論を拡張し、パワー制度との関係性に関する理論的解釈における補完性の議論を検証し、また、規制の政治学および貿易に対する非関税障壁における性質の変化といった議論に関する政治学、社会学、法学、経済学、経営学に対する本書の学問的貢献に言及する。

まず、本書の主張である制度的補完性の議論を要約する (*ibid.*pp.192-195、同訳pp.188-190)。20世紀の最後の20年間で生じた製品市場と金融市場の国際統合は規制調和化の原動力となり、政府は政治と無関係な技術者によって構成された国際機関に頼るようになり、国際ルール・メイキングのフォーカル・ポイントはプライベート・セクターになった (*ibid.*p.193、同訳p.189)。そのため、国内の標準化機関は国際ルール形成のプロセスに参加する国内ステークホルダーのパイプ役を担わされることになったので、国内システムが断片化されているよりも階層化されている方が国際標準化機関との補完性に優れるため、階層化された国内システムの方が優れているとする。しかし、階層化された国内システムが断片化されたものより本質的に優れていることを意味するのではなく、情報通信産業のように技術の変化が激しいところでは国際ルール・メイキングは必要とされず、断片化された国内システムの方がイノベーションを刺激し優位性を持つ場合も

あり、国際機関の意思決定が満場一致の場合は階層化された国内システムが大きな利益をもたらさないこともあるとする。

次に本書の学術的貢献に言及する。政治学については、国際関係論における制度主義への学術的貢献が述べられる (*ibid.* pp.195-199、同訳pp.191-194)。社会学に対しては、社会学の標準および標準化の研究に貢献しているとする (*ibid.* pp.199-203、同訳pp.194-197)。法学に対しては、本書の民間規制に関する分析フレームワークおよびその実証的調査が法学者間での実証的かつ規範的な議論に貢献しているとする (*ibid.* pp.203-207、同訳pp.197-200)。経済学／経営学に対しては、国際的にフォーカルな機関において誰がルールを作るのか、誰が勝者となり、敗者となるのか、それはなぜかという本書のテーマが、経済学／経営学のいくつかの領域において重要なインプリケーションを持つとする。また、情報の非対称性にも貢献するとする。

第9章「結論とグローバル・ガバナンスの意義」は、結論の章である。本書は、グローバルなルール・メイキングを検討し、ルール形成のプロセスはどうなっているのか、このプロセスで誰が勝利者であり、誰が敗者になるのか、そしてそれはなぜか、に焦点を当てている。タイムリーな関与と集約された意見の発信を行う権利が与えられていることを前提に、企業が民間機関による国際的なルール・メイキングに影響を与えようとする場合、階層化された国内システムのもとで活動している企業の方が断片化されている国内システムのもとで活動する企業よりも、有利な立場に立つことを本書は議論してきた。

製品市場と金融市場を対象に、大規模な国際的企業調査を通じて得られたデータに基づく分析により、本書のインプリケーションを検証しているとする (*ibid.* p.215、同訳p.211)。

### 3. 検討

グローバル規制を類型化し、民間の国際機関による標準化として考察している点が優れている。これまでの考察は、グローバル規制の類型化を行

わず、力のある国のルール、アメリカン・スタンダードがグローバル・スタンダードになるといった議論、すなわち、グローバル化に伴い、ルール作りの競争が生じ、その競争において勝利者をアメリカとするものが多かった。本書もルール作りの勝敗に焦点を当てるものの、勝利の鍵を握るのは国内標準化機関と国際標準化機関との制度的補完性とし、それは国内システムが断片的ではなく階層的であることにより高まるとする。製品市場、金融市場を取り上げ、前者では欧州の制度的補完性が高いので欧州企業が優位であり、後者では米国の制度的補完性が高いので米国企業の方が有利であるとする。アンケート調査による実証分析も含んだ、大変説得力のある議論である。ただし、次のような致命的な問題を持つのではないか。

グローバル規制の類型化、制度的補完性、国内システムの階層的・断片的議論は優れているが、議論の枠組みが欧米間の競争であり、欧米システムの比較に過ぎない。換言すれば、一般論として勝敗を決する議論がなされるといっても、欧米の覇権争いに過ぎないのではないか。ルール作りの勝敗、誰が勝者で敗者であるかに焦点を当てているが、誰がというよりも、欧米いずれが勝者、敗者であるかという二者間の関係の考察に過ぎない。米ソ冷戦構造の崩壊により、社会主義国の資本主義化が米国・金融主導のグローバリゼーションとして進展し、他方欧州は欧州統合を目指すことで米国の対抗軸となり、欧米主導でグローバリゼーションが進んだ。その覇権争いはグローバル規制作りとして現れ、製品市場では欧州優位、金融市場では米国優位という現象を説明するための議論ではないか。

また、グローバル規制の類型化は優れているが、中身の問題として、4分類にきれいに分類可能であるかどうか疑問である。(I)として(1)、(2)、(3)のケースをあげ、(2)にBCBSをあげているが、少なくとも、銀行の自己資本比率規制、いわゆるバーゼル合意は特定の機関の間でのトランスガバメンタルな連携とは言えないのではないか。規制の中身でリスクの計量が中心を占め、計量手法については大枠の規制はあるものの自主性に委ねられ、実際米銀が開発した手法がデファクト・スタンダードになっているからである。そこには、計量手法をめぐる競争があり、そ

の競争は先行する米銀が優位な分野である。一応市場が働くという点では市場ベースともいえ、大枠をBCBSで決めているとはいうものの、中身の中心は市場ベースのデファクト・スタンダードによるということであれば、(Ⅲ)に含めたほうが良いのかもしれない。いずれにしても、このような問題が生じるという点で、類型化そのものが否定されないにしても、分類された具体例については、不適切な分類が含まれることとなっているのではないか。

本書がこのような問題を有することになったのは、国際政治経済の潮流を軽視したためであろう。米国化・金融化という潮流を捉え、その潮流によるさまざまな弊害を批判する発想がないため、ルールそのものの善し悪しが議論されない。もちろん、本書の焦点はルール作りの勝者、敗者であり、ルールの善し悪しにはない。しかし、重要な問題は、理論的に説明できる勝者、敗者を決するメカニズムで作られる規制自体の善し悪しではないか。大前提としての潮流を抑えつつ、本書の有用な概念装置も使いながら、ルールそのものの善し悪しの議論が待たれるところである。